

生命保険業における 個人データ保護について

—— 生命保険業における個人データ
保護のための取扱指針

平成 1 1 年 6 月

社団法人 生命保険協会

目 次

．金融機関等における個人データ保護について

- 1．個人データ保護の必要性…………… 1
- 2．生命保険業における個人データ保護の考え方…………… 2

．生命保険業における個人データ保護のための取扱指針

- 1．総則…………… 4
- 2．取扱指針…………… 6
 - 2 - 1．収集、利用及び提供…………… 6
 - 2 - 2．適正管理…………… 9
 - 2 - 3．開示請求への対応…………… 11
 - 2 - 4．管理体制の整備…………… 14
- 3．保護指針…………… 16

< 参考 >

- 1．ダイレクトメールにおける中止請求規定…………… 20
- 2．「ご契約内容登録制度」における個人データ保護関連規定…………… 21

．金融機関等における個人データ保護について

1．個人データ保護の必要性

コンピュータを利用した情報処理と通信技術の飛躍的な進歩により、データの大量かつ高速な処理が可能になるとともに、データベースとネットワークの融合により、広域かつ即時のデータ利用が一般化した。

このような情報システムの進展に伴い、個人データ保護に関する世間の関心も高まり、主要国においては個人データ保護に関する法制化も含めた何らかの国レベルの措置が採られている状況にある。

このような状況の中で、業務の性格上多くの個人データを取扱う金融機関等が、昭和62年3月、財団法人金融情報システムセンター（FISC：The Center for Financial Industry Information Systems）を中心に「金融機関等における個人データ保護のための取扱指針」（以下「FISC指針」という）を策定した。

生命保険業は、個人の生活保障に関わる制度の特性上、契約関係者に関する医的情報をはじめ種々の個人データを大量かつ長期にわたって保有し、利用する必要があることから、業界としては個人データ保護には従来から問題意識をもって対応を図ってきた。そのうえで、FISC指針を生命保険業における個人データ保護取扱いの基本方針として積極的に受け入れ、業界全体で守るべき指針として位置づけることで適切な対応を図っていくこととした。

FISC指針については、その後の国際的な個人データ保護動向を踏まえ、一層の趣旨徹底を図るため、平成11年4月に大幅な改訂が行われた。生命保険業界としても、金融機関の一員として個人データ保護の問題に積極的に取り組むため、社団法人生命保険協会を中心に検討を進め、「生命保険業における個人データ保護について - 生命保険業における個人データ保護のための取扱指針」を策定し、これを公開することとした。

2. 生命保険業における個人データ保護の考え方

生命保険業はその提供する商品・サービスの特性から、取扱う個人データに関し、次の様な特徴を有する。

- ・個人の生涯にわたる保障を中核としつつ、顧客の様々なニーズに対応する生活提供サービスの幅広さからくる取扱いデータの長期性及び多様性
- ・大数の法則等、保険数理に立脚した保険制度に由来するデータの大量性
- ・生命保険契約当事者である保険契約者の他に、被保険者、保険金受取人等多くの関係者の存在
- ・契約の募集・選択という保険契約の成立から、その後の維持・保全過程に介在する生命保険募集人等の存在
- ・保険制度の健全性・公平性を維持するための審査情報の存在

F I S C 指針は全ての金融機関等を対象に定められており、生命保険業界としてはそれに準拠しつつ、上記のような生命保険業の特性を踏まえた具体的な取扱指針を自主的に定め、業界全体の手引にすることが妥当と考え、「生命保険業における個人データ保護のための取扱指針」（以下「生保指針」という）をとりまとめた。

生保指針は、

取扱指針全体を説明する総則

具体的な運用の手引となる取扱指針

- ・ F I S C 指針を生命保険業の視点からとらえ、F I S C 指針を補完する取扱指針
- ・ F I S C 指針の趣旨に沿い、生命保険会社に対応すべきデータの特性に応じた具体的な保護指針

から構成されている。

生命保険会社は

「金融機関等における個人データ保護のための取扱指針」（FISC指針）

ならびに

「生命保険業における個人データ保護のための取扱指針」（生保指針）

を個人データ保護の取扱いに関する一体となったガイドラインとして位置づけ、これらの遵守を通じて生命保険業界における個人データ保護に取り組むことに努めるものとする。

各生命保険会社においては、保険制度の健全な発展と顧客サービスの一層の向上を図るため個人データ保護問題には従来にも増して積極的に対応していくこととし、各社の組織、制度、システム等の実態に合わせつつ、FISC指針及び生保指針を尊重し、適切な保護策を講じるものとする。

なお、生保指針はFISC指針自体の変更等に伴う見直しのほか、国民の個人データ保護意識の動向、個人データ利用の進展状況、生命保険業の今後の展開等の中で、着実に個人データ保護が達成されるよう必要に応じて見直すものとする。

．生命保険業における個人データ保護のための取扱指針

1．総 則

(1) 目的

生保指針は生命保険会社が業務上収集する個人に関するデータの利用・提供、管理及び開示等個人データの取扱いについてのガイドラインを示し、もって生命保険会社の個人データ保護の推進に資することを目的とする。

(2) 適用範囲

生保指針により保護される個人データとは、保険取引・財務取引等の際に業務上の目的から収集する個人に関するデータであって、その内容からその情報が特定個人のもものと識別し得るものをいう。コンピュータに記録された情報の他、容易に検索できるように記録した文書等を含む。

業務上とは、保険業法をはじめとした法令等により規制されている生命保険会社の業務の範囲内とする。

生命保険会社とは、保険業法に基づき生命保険業を行う相互会社、株式会社及び外国生命保険会社等を意味し、生命保険業に関連して設立された社団法人等の法人ならびに生命保険業務に付随する事業あるいは関連する事業を行う関連会社等の法人も含まれるものとする。生命保険会社は事業遂行のために必要な諸活動を具体的には機関を通して遂行する。

機関とは、生命保険会社と雇用、委任、請負等の契約に基づき、生命保険会社と一体になって保険取引・財務取引等の生命保険会社本来の業務に必要な活動の全部または一部を行う個人、法人、団体等をいう。生命保険業務に付随する業務あるいは関連する業務を関連会社等の機関が行う場合についても業務上の範囲に含まれるものとする。

(3) 取扱指針

F I S C 指針は金融機関等が個人データを保護する際の考え方をまとめたものであり、各業界の特殊性を考慮した対応については各金融機関に委ねられている。従って、F I S C 指針ならびにその項目説明を補完する形で、生命保険業の視点からとらえた取扱指針を示す。

生命保険会社はF I S C 指針ならびに当取扱指針の趣旨に沿い適切に個人データの保護を図ることに努めるものとする。

(4) 保護指針

F I S C 指針ならびに取扱指針をもとに、生命保険業として対応すべき保護策を、取扱う個人データの内容、目的、特性等に基づき分類した募集データ、契約データ、審査データの3区分ごとに保護指針として示す。生命保険会社は当保護指針の趣旨に沿いシステムの運用実態に応じた適切な対応策を講じ、個人データの保護を図ることに努めるものとする。

2．取扱指針

以下のFISC指針引用部分（第5条以降）においては「金融機関等」を「生命保険会社」に読み替える。

2 - 1．収集、利用及び提供

(1) 個人データの収集

（FISC指針）

第5条 金融機関等は、業務上必要な範囲内で個人データを収集するものとする。

2 金融機関等は、個人データの収集に際して、個人データの利用又は提供の目的を明確にし、顧客の同意を得るものとする。

3 金融機関等は、政治的見解、信教（宗教、思想及び信条をいう。）、労働組合への加盟、人種及び民族、門地及び本籍地、保健医療及び性生活、並びに犯罪歴に関する個人データについては、収集し、利用し又は提供してはならない。ただし、顧客の同意を得た場合、及び法令の規定による場合はこの限りでない。

4 金融機関等は、適法かつ公正な手段によって個人データを収集するものとする。

5 金融機関等は、個人データを第三者から収集するに当たっては、顧客の利益を不当に侵害しないようにするものとする。

（取扱指針）

1.1 業務上必要な個人データの収集範囲

保健医療等に関する個人データを含めて、生命保険会社が収集する個人データの種類は、保険業法をはじめ法令等に規定される業務を遂行するために必要な範囲内に止めるものとする。

1.2 目的の明確化および顧客の同意取得

生命保険業界においては、一例として、保険契約の長期性・複雑性に鑑み、「ご契約のしおり」を作成し、契約申込時に顧客に対してその内容を説明し、受領印を頂くことを制度化してきた。個人データの収集・利用についても「ご契約のしおり」の中で目的の明確化や顧客の同意取得を行ってきた。

なお、個人データを取り扱う際の規定等の表現の一例として、当取扱指針の巻末に「ご契約内容登録制度」における個人データ保護関連規定の一部を例示する。

また、非対面販売において電子的に説明を行ない個人データを収集する場合にも「ご契約のしおり」制度の趣旨に沿い、記載内容のわかりやすさに配慮し、明示的同意を得る等の対応を行なうものとする。

1.3 適法かつ公正な手段による収集

生命保険会社が個人データを収集するにあたっては、保険業法をはじめとした法令全般に照らして違法性のないよう留意し、社会的良識からみて妥当と考えられる手段によって、行うものとする。

1.4 ダイレクトマーケティング目的での利用

個人データをダイレクトマーケティング目的で利用する場合、それに対して顧客が中止請求できることを生命保険会社が顧客宛て周知を図るものとする。当取扱指針の巻末にダイレクトメールに対する中止請求を直接ダイレクトメールに記載した例を例示する。

(2) 個人データの利用及び提供

(F I S C 指針)

第6条 金融機関等は、前条第2項に定める範囲において、個人データを利用し又は提供するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、金融機関等は、次の各号のいずれかに該当するときは、個人データを利用し又は提供することができる。

- 一 顧客の同意をあらためて得た場合
- 二 法令の規定による場合
- 三 顧客の利益のために必要である場合
- 四 公共の利益のために必要である場合

(取扱指針)

1.5 機関による個人データの利用

生命保険会社から委嘱された業務を遂行する機関に対し、生命保険会社が個人データを提供

し、機関がその個人データを利用する場合は、収集目的の範囲内で行うものとする。

1.6 目的外の利用及び提供

犯罪行為等、生命保険制度を不正に利用することを排除するため、生命保険会社及びその機関が必要に応じて審査情報を利用、提供する場合は、業務上必要な範囲内で行うものとする。

税務当局への支払調書の提出、犯罪捜査等捜査機関への情報提供等は、法令上の規定に従って提出義務があるものについては提供するほか、公共の利益のために特に必要と認められる場合のみ提供する。

2 - 2 . 適正管理

(1) 個人データの適正管理

(F I S C 指針)

第7条 金融機関等は、個人データを業務上必要な範囲内で正確かつ最新の状態に管理するものとする。

2 金融機関等は、業務上必要な期間を経過した後は、個人データの廃棄その他の処理を行うものとする。

(取扱指針)

2.1 個人データの正確性維持

生命保険会社は、個人データの正確性、最新性及び適切な内容の維持について、個人データの利用目的に照らして必要と判断した範囲内で対応するものとする。

2.2 個人データの保存期間

保存期間については、原則として保険期間（保険金等の据置期間、年金等の受給期間を含む、以下同じ）とする。ただし、保存期間満了以前に解約・失効等により消滅する契約については、保険契約の履行に必要な期間の経過により保存期間が終了するものとする。

また、保険期間以外についても所要の期間、データを保存することがあるが、これについては目的に応じた適切な保存期間を別途定めることとする。

(例) ・ 申込み後契約締結に至らない場合における、重複申込みの確認等のための保存

・ 保険契約消滅後における、取引履歴の確認、その他各種照会等への対応のための保存

2.3 保存期間経過後の個人データの取扱い

生命保険制度の維持の立場から個人データを基礎統計データとする場合、それらの個人データを匿名化し、調査・研究に係るものとして統計的に処理するため必要な期間、保存するものとする。

(2) 個人データの安全保護措置

(F I S C 指針)

第 8 条 金融機関等は、個人データへの不当なアクセス又は個人データの紛失、破壊、改ざん、漏洩その他の危険に対して、必要な安全保護措置を講じるものとする。

(取扱指針)

2.4 安全保護措置の手法

安全保護措置の詳細は、財金融情報システムセンター『金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準』及び『金融機関等における個人データの厳正管理のための留意点』を参照し、個人データを記録した帳票等の作成から廃棄までの各段階で適切な対応を図るものとする。

(3) 外部委託

(F I S C 指針)

第 9 条 金融機関等は、個人データの取扱いを委託する場合には、外部委託先との委託契約を締結するに当たって、金融機関等と同等の個人データの保護に関する事項について定めるものとする。

(取扱指針)

2.5 外部委託先の選定基準

委託契約において守秘義務を取り決めることに加えて、安全対策基準に照らし、委託先の総合的な安全性を確認するものとする。

2.6 機関との関係

生命保険募集人等の機関は、生命保険会社と一体となって業務に必要な活動を行うことから、生命保険募集人等の機関に対して個人データを提供し、機関が個人データを利用する場合には、生命保険会社と協力して個人データの安全保護措置をとるものとする。

2 - 3 . 開示請求等への対応

(F I S C 指針)

第10条 金融機関等は、顧客から自己の個人データについて開示の請求があった場合、訂正の請求があった場合、及び利用又は提供の中止の請求があった場合には、これに応じるものとする。

(取扱指針)

3.1 情報開示の手段及び方法

生命保険業においては、長期契約の維持保全の立場から、顧客サービスの一環として契約者に対し、積極的な契約内容等の通知に努めている。これは契約締結時の保険証券、告知書写し等による契約内容の確認、または契約継続中に定期的あるいは必要に応じて随時なされる契約内容等の通知により行われている。開示・訂正等の申し出に対しては、それらの通知制度を前提とし適切な対応を図るものとする。

3.2 情報開示の内容

個人データ保護についての考え方、開示請求、あるいは訂正請求方法等の説明の例として、当取扱指針の巻末に「ご契約内容登録制度」における情報開示を例示する。

3.3 開示窓口の明確化

顧客が開示を求める場合に、生命保険会社の担当窓口が容易に分かり、かつ開示の請求手続きが迅速に行えるように体制を明確にするものとする。

(例)・既に設置されている本店、支社等の保険相談窓口で開示の請求に応じる体制を実現する。

対応可能な場合は支部等営業店舗も開示窓口とする。

- ・開示の請求があった場合、生命保険会社として迅速に対応可能でかつ責任が明確になるよう開示決定権者を定める。開示決定権者は、原則として当該データの管理責任者とするが、情報端末機等から参照できるデータについては、当該端末機の取扱責任者等別途適切な開示決定権者を定める。

3.4 開示請求者

開示請求者は原則として、保険契約締結の主体たる保険契約者とする。ただし、被保険者、保険金受取人等保険契約者以外に、その利益を保護する必要がある場合には、保険契約者以外からの開示請求に応じることとする。

- (例)・被保険者が被保険者になっていること（保険契約者名義、保険金受取人名義、保険金額等）の確認の請求
- ・保険金、給付金の支払事由が発生し、受取りの権利が確定した保険金、給付金の受取人からの請求

3.5 開示請求に対応できない場合

顧客からの開示の請求には可能な限りこれに応じるものとするが、開示に応じることが妥当でないと判断されるものについては、予め非開示とする範囲を定める等の対応を行うものとする。

- (例)・単なる包括的な照会、データの入手方法、データの利用・提供の実績等に関する照会等、開示の請求に合理的な理由がないもの
- ・病歴等、社会的慣行から見て開示することが妥当でないと判断されるもの
 - ・審査データのうち、生命保険会社が収集したデータをもとに業務上評価したデータ
- また、契約保全等の事務取扱い上、被保険者及び保険金受取人からの直接請求に応じることが困難な場合がある。

- (例)・企業保険等、団体経由で契約保全を行うことを前提にしている場合

3.6 開示方法、様式

生命保険会社が顧客からの開示の請求に応じて開示を行う方法については、文書による開示を原則とするが、具体的な対応方法については生命保険会社の体制に応じて定めるものとする。開示の請求に応じる場合には、開示請求者が本人であることを十分に確認して行うものとする。

- (例)・文書による請求の場合は、届け出の住所を確認の上、原則として文書により回答する。
- 届け出の住所と相違する場合は、本人であることを十分確認の上、回答する。
- ・来社による請求の場合は、本人であることを確認できる証明書等の提出を必要とする。
 - ・電話による請求の場合は、証券番号、氏名、住所、生年月日等本人であることを十分確認の上、原則として文書により回答する。

- ・代理人による請求の場合は、委任状等の提出を求める。

また、開示請求者の開示する際にも、当該請求者以外の個人データの保護に十分留意する。

2 - 4 . 管理体制の整備

(F I S C 指針)

第 1 1 条 金融機関等は、個人データを保護するために、管理体制の整備に努めるものとする。

(取扱指針)

4.1 遵守責任について

個人データ保護全般の取りまとめを担当する部署及び担当者を明確化し、本指針を遵守すべき責任の所在を明らかにする。

(例) ・個人データの取扱いに関して包括的責任を有する人または組織を定め、その権限及び責任を社内規定等の中で明確化する。

4.2 個人データ管理体制及び規定等の整備

個人データを取扱う部門、担当者を明確化し、それぞれの部門、担当者の権限と責任を明確にするとともに、個人データの管理に関する規定等を整備する。

(例) ・各部門、担当者の取扱える個人データの範囲と、その個人データに対する参照更新等の権限を定める。

- ・個人データを取扱う本店各部門における個人データ管理責任者を定める。
- ・支社、営業部、支部、事務センター等顧客対応の拠点における個人データ管理責任者を定める。
- ・個人データの作成・利用、送付、保管・管理及び廃棄の各段階における厳正管理のための留意点を織り込んだ規定等を整備する。

4.3 社内推進体制の整備

生命保険会社は個人データ保護を推進するための体制を整備し、明確化する。

(例) ・個人データ保護に係る関連部門を定め、個人データ保護推進のためそれぞれの役割を明確化する。

(対外窓口、顧客対応のとりまとめ、従業員の教育、システムの安全対策
新契約・保全・支払等における個人データ保護対策 等)

- ・社内全体で個人データ保護を推進できるように個人データ保護に係る関連部門長で構成

する「個人データ保護推進委員会」を設置する。

4.4 個人データ保護に関する教育

個人データ管理制度を更に実効性の高いものとするためには、個人データを取扱う職員等従業員に個人データ保護の重要性を認識させることが必要である。このため生命保険会社においては従業員の職業倫理の確立と個人データ保護意識の高揚のため、個人データ保護に関する教育内容の充実を図るものとする。

(例)・新入職員研修、業務担当者研修等教育カリキュラムの中に個人データ保護の内容を盛り込む。

- ・社内報への個人データ保護の重要性に関する記事掲載等により社内PRを促進する。
- ・就業規則または服務規定において、守秘義務、個人データ保護義務等の内容を盛り込む。
- ・業界共通教育制度に個人データ保護の重要性についての内容を取り入れる。

3. 保護指針

		募集データ	契約データ	審査データ
対象データ	概念	保険契約等の募集活動を行う際に必要となる個人データ	生命保険会社が個人と締結する契約（生命保険契約、金銭消費貸借契約、賃貸借契約等）全般の締結およびその履行に必要な個人データ	保険契約申込時あるいは支払時等に審査を行うために必要となる個人データ。個人ローン等財務取引に伴う与信審査のための信用情報も含まれる。
	取扱上の特性	生命保険会社の機関たる生命保険募集人等が原則として顧客から収集。	契約締結時顧客より提出される申込書等をもとに収集。	本人からの告知または本人の同意に基づく医師または信用情報センター等からの情報提供により収集。
		保険契約等の募集に必要な範囲内で利用するものであり、募集活動を行なう営業店舗でのアクセスが一般的である。	契約維持管理のため必要とされる範囲内で全国の営業店舗からアクセスされる。	審査業務関係部門に限りアクセスされる。
		保険契約等の募集のための一時的利用が大半であり、保険商品等の設計に係る必須項目が主体である。	原則として保険期間、契約期間等契約履行に必要な期間中保有する。	生命保険会社に特有の情報であり、生命保険会社が判断した審査結果がデータの中味である。保険集団全体の公平性を維持するためのものであり、開示になじまない。
	内容および例示	個人情報等 氏名、住所、電話番号、性別、生年月日 勤務先、家族構成、保険加入状況 保険商品設計データ等	契約情報等 氏名、住所、電話番号、性別、生年月日 職業・職種、勤務先、保険料引去口座 保険金額、保険期間、特約付加等の契約内容 配当金・契約貸付・振替貸付等の取引記録 企業保険契約管理データ、個人ローン契約管理データ等	保健医療情報、信用情報等 健康状態、病歴、入院・通院歴、身体障害 既契約の給付支払記録 債務状態、財産・収入状況等のデータ、評価データおよび審査結果データ等

		募集データ	契約データ	審査データ
収 集 ・ 利 用 ・ 提 供	収集目的	<ul style="list-style-type: none"> 主として生命保険募集人等の機関が生命保険契約等の募集を目的として、業務上必要な範囲で収集する。(生命保険未加入者に保険設計書等を作成するため、あるいは募集を容易ならしめるため、本人およびその家族に関する個人データを収集する。) 	<ul style="list-style-type: none"> 契約の成立、維持管理、対契約者サービスその他約款等に定める契約の履行のため、業務上必要な範囲で収集する。 	<ul style="list-style-type: none"> 契約申込時の締結に関する審査あるいは保険金、給付金の支払いに関する審査を目的として収集する他、保険制度の健全性の維持ならびに保険集団全体の公平性の確保に必要な範囲で収集する。 個人ローン等財務取引に係る与信審査を目的として収集する信用情報については、過剰与信の防止等金融サービスの健全性確保のために必要な範囲で収集する。
	収集方法および同意の取得	<ul style="list-style-type: none"> 面談、その他の方法により本人の同意を得て収集する。 	<ul style="list-style-type: none"> 契約の締結により契約当事者より同意を得て収集する。 	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、本人からの告知または本人の同意を得て収集する。
	第三者からの収集	<ul style="list-style-type: none"> 第三者からデータを収集するに際しては適法かつ公正な手段に基づくことのほか、当事者の個人データ保護に値する利益を不当に害することのないよう留意すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、第三者からの収集はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 第三者からの収集に当たっては下記いずれかの条件を満たすこととする。 <ol style="list-style-type: none"> 原則として、本人の同意に基づいて収集すること。 犯罪行為等、生命保険制度を不正に利用することを排除するため、利用目的を限定して、他の生命保険会社等から業務上必要な範囲で審査情報を収集すること。 金融サービスの健全性確保のため制度化されている個人信用情報センター等から信用情報を収集すること。

		募集データ	契約データ	審査データ
適 正 管 理	正確性の維持	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険契約等の募集に必要なデータであり、その利用目的の範囲での正確性・最新性を確保すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約の締結およびその後の履行に必須のデータであり、約款に基づく修正の他、長期にわたる維持管理の中で契約者等の申し出に応じて随時修正し、正確性・最新性を確保すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健医療情報および信用情報等はデータ発生時点での記録という性格を有するため、保険契約の締結または保険金の支払に関する審査等の目的に応じた正確性・最新性を確保すること。 ・ 審査業務は諸データを総合的に評価して実施されるので、記録としての審査データは審査時点での現在データと比較して利用される範囲内での正確性・最新性を確保すること。
	保存期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 募集データは募集活動に際して収集した情報に基づくものであり、データが古くなるほど活用の有効性が薄れていくことから、長期保存をしないことが通例である。このような一時的利用を目的とするデータについては、保存期間を定めるというよりは、その管理・廃棄手続きを明確にすること。 ・ 積極的な維持管理を行いながら制度的に継続活用を図ろうとする募集データについては、当該データのシステム運用・管理形態に合わせた適切な保存期間を定めること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約データは基本的には保険期間、契約期間等を通じて管理されるものであり、有効継続契約に係るデータ保存期間については保険期間、契約期間等に対応して定めること。 ・ 保険期間、契約期間終了後あるいは失効・解約等の後についても取引履歴の確認、保険計理面からの必要性、対契約者サービスその他各種問い合わせ等への対応のため、契約データの一部が長期保存されることがあるが、これらについては目的に応じた適切な保存期間を別途定めること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査データは、基本的には各社の審査方針の相違により、データ管理・保存の取扱いが異なるため、各社において適切な保存期間を定めること。 ・ 保険制度の維持の立場から、保有する基礎統計のためのデータについては、統計調査に係るものであり、保存期間については別途定めること。

		募集データ	契約データ	審査データ
適 正 管 理	取扱制限	<ul style="list-style-type: none"> 適正な募集・販売活動を推進する募集データ活用の観点から、収集・管理の主体たる当該機関・生命保険募集人等との対応によるデータ利用を基本とする。 従って、会社の指定する者以外が利用することのないよう適切な手段により取扱いを制限すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 契約基本要項は約款等所要の事務取扱要領に基づき、職務権限等との関連において適切に処理されるものである。 従って、職務権限を有する者がアクセスしているかを判断しうる適切な手段により取扱いを制限すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 生命保険会社に特有の情報を含み、保健医療情報等、特に高度な個人データを含むため、審査データには最も高い保護水準を確保することとし、当該データの利用については厳格な取扱制限を行なう。 情報端末機器からのアクセスについては、 <ul style="list-style-type: none"> - 相手端末の確認 - 端末利用可能者の特定 - 端末利用者の本人確認 - 設置場所別の端末操作可能範囲の限定等の方法を適切に組み合わせて対応することとし、その方法を各社で規定すること。
	外部委託	<ul style="list-style-type: none"> 個人データを必要とする業務を第三者に委託する場合、委託契約において、委託先に対して委託元会社と同水準の個人データ安全保護措置をとることを定めること。 <p>(例) 当該データの委託目的以外の利用の禁止、第三者への再委託の制限等</p> <p>なお、生命保険会社と一体となって業務を行なう機関については、この生保指針を適用し、生命保険会社と一体となって個人データ安全保護措置をとること。</p>		

<参考>

1. ダイレクトメールにおける中止請求規定

以下の例は、ダイレクトメールに直接記載した例である。

謹啓

あなた様におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

このたびは私どもの新しくなった「**保険」についてお知らせいたしたく、まことに失礼とは存じますが、「**保険」の保障内容をご説明したパンフレットをお送りいたしますので、ぜひ、ご覧ください。

(途中略)

このプランにはあなた様ご本人だけでなく、ご家族の皆様も保障が受けられるプランをご用意いたしました。ぜひ、この機会にご検討になり、あなた様をはじめご家族の皆様のより確かな安心のために、お申し込みくださいますようお願い申し上げます。

敬具

**生命保険会社

追伸

今回、資料を送付させていただきましたあなた様のために、お問い合わせ専用のフリーダイヤルを開設いたしました。ご質問等ございましたら、お気軽に下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

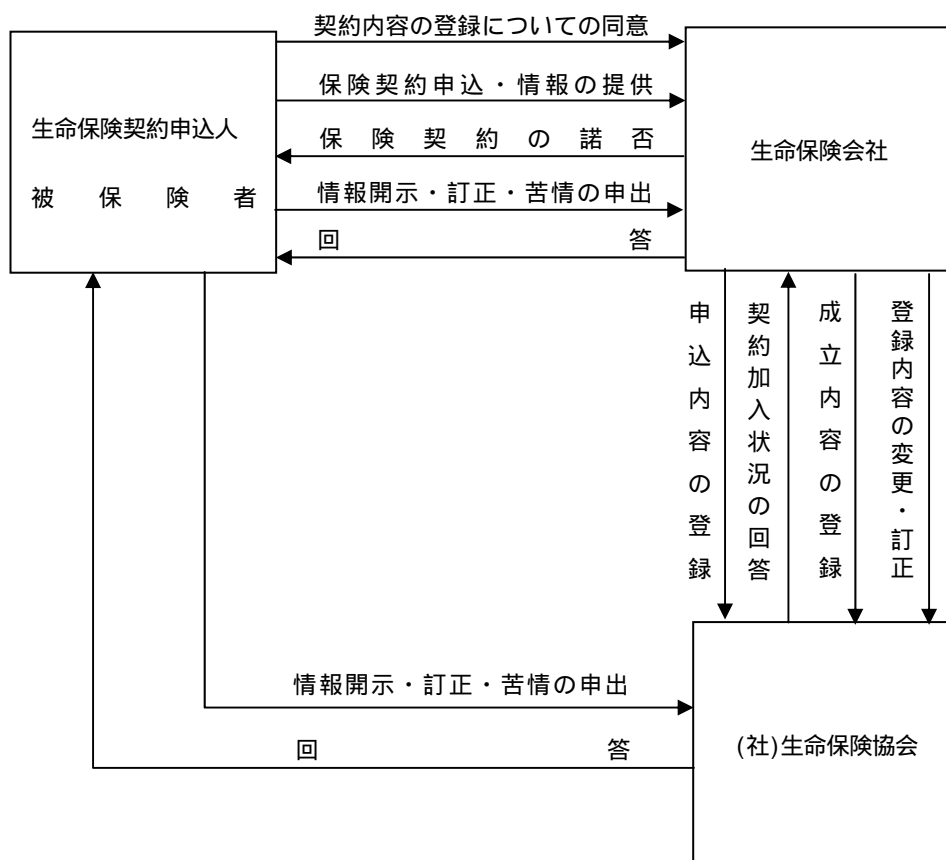
なお、次回以降、このようなダイレクトメールをお受け取りになりたくない場合には、ご面倒でも下記フリーダイヤルまでお申し付けくださるか、同封の返信用はがきにてその旨をお知らせくださるようお願い申し上げます。

生命保険会社サービスセンター 0120--***(フリーダイヤル)

月曜日～金曜日9:00～18:00 / 土・日曜日10:00～17:00 (祝・祭日を除く)

2. 「ご契約内容登録制度」における個人データ保護関連規定

(1) ご契約内容登録制度のしくみ



(2) 「ご契約のしおり」説明文（終身保険の場合）

「あなたのご契約内容が登録されることがあります」

生命保険制度が健全に運営され、死亡（高度障害）保険金・災害死亡（災害高度障害）保険金・入院給付金のお支払いが正しく確実に行われるよう社生命保険協会においてこれらの保険金・給付金のある保険契約および特約についての登録を実施しております。

・あらし

保険契約のお申し込みまたは死亡保険金・災害死亡保険金もしくは入院給付金のある特約の付加のお申し込みがあった場合、生命保険会社からの連絡により、社生命保険協会に保険契約およびこれらの特約に関する下記の事項が登録されます。（ただし、保険契約またはこれらの特約（以下「保険契約等」といいます。）をお引き受けできなかったときはその登録内容は消去されます。）

各生命保険会社は、その後、同じ被保険者について保険契約のお申し込みもしくはこれらの特約の付加のお申し込みがあった場合または死亡（高度障害）保険金・災害死亡（災害高度障害）保険金もしくは入院給付金の請求があった場合、登録内容を保険契約等のお引き受けまたはこれらの保険金・入院給付金のお支払いの参考とさせていただくことになっております。

なお、登録の期間、お引き受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、復旧日、増額日または特約の中途付加日から5年間（入院給付金の種類および日額を登録する場合は契約日から5年間）とします。各生命保険会社はこの登録により知り得た内容を保険契約等のお引き受けおよびこれらの保険金・入院給付金のお支払いの参考とする以外に用いることはありません。

また、社生命保険協会および各生命保険会社は、この登録により知り得た内容を他に公開いたしません。

・次の事項が登録されます。

（ア）被保険者の氏名、生年月日および性別

（イ）被保険者の住所（市・区・郡までとします。）ただし、会社が必要と認めたときは、保険契約者の住所（市・区・郡までとします。）

（ウ）保険契約者の氏名

（途中略）

登録内容については当社または社生命保険協会に照会することができます。

なお、照会できる方は、保険契約者または被保険者に限ります。

また、登録内容が事実と相違している場合には、その訂正を申し出ることができます。

(3) 同意文言

この保険契約または保険契約に死亡保険金、災害死亡保険金もしくは入院給付金のある特約を付加して申し込む場合には、社生命保険協会加盟の生命保険会社が保険契約の締結または特約の付加について参考とするため、被保険者名・保険契約者名・死亡保険金額・災害死亡保険金額・入院給付金日額等が申込の際社生命保険協会に登録されることに被保険者とともに同意します。